

新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託
プロポーザル実施要領



令和7年7月

岩手市花巻市

目 次

選定委員長・副委員長からのメッセージ	1
I 趣 旨	2
II 一般事項	2
1 名称	
2 主催者	
3 募集方法	
4 業務内容	
5 契約期間	
6 提案上限額	
7 選定・審査	
8 性格	
9 事務局	
III 日 程	3
IV 参加者の資格要件	3
1 参加資格	
2 参加不適格者等	
3 失格基準	
V 選定・審査	6
1 選定委員会	
2 審査方法	
3 候補者の特定	
4 審査結果の発表	
5 留意事項	
VI 手続き	9
1 実施要領の配付	
2 質問の受付と回答	
3 参加表明書及び第一次審査書類の提出	
VII 留意事項	10
1 契約及び支払いに関する基本的事項	
2 提出書類の扱い	
3 その他	
○新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル質問書（様式1）	12

選定委員長・副委員長からのメッセージ

新花巻図書館整備基本計画にあるように、花巻市ではこれまで長い時間をかけて新図書館の構想を練り、敷地の選定を議論してきました。その間、新しい図書館に対する期待が高まり続けています。本プロポーザルは、そうした機運の高まりを一手に引き受け、市民の誰もが納得をする新しい図書館のあり方を視覚化する機会になります。

駅前という利便性の高い敷地が選ばれた意味を受けとり、使い勝手の良さとして具現化し、都市の魅力に繋げることが大きな課題になるでしょう。

図書館というプログラムは昨今、様々な試みにより、その可能性が探られてきています。新花巻図書館もまた、そうした可能性をよりいっそう深く探るものとして提案いただくことを期待します。

もちろん、市民に開かれ、先進的な文化が開いた花巻市の歴史につながる魅力的な施設になることは必須です。環境や公共サービスに求められる価値観が今後大きく変わっていくことが予想される中で長く使われ、花巻市の未来を担う中核施設のあり方を、建築家の卓越した空間構成力と都市デザイン力によって提案いただくことを期待しています。

選定委員会 委員長 乾 久美子

花巻は、宮沢賢治が生涯を過ごしたまちとして全国に知られています。彼の残した共生的な世界観や自然観は、今なお国内外で輝きを増し続けています。

花巻の文化的風土が育ててきた先人たちの学びの精神を受け継ぎ、賢治という傑出した知性を輩出したこのまちに、新たな図書館が生まれます。

そのためのプロポーザルである以上、新花巻図書館整備は、本の貸し借りだけにとどまらず(もちろんそれは大事な核となるサービスですが)、本を通してひとやもの・ことがつながる、市民の出会いと交流の場としての豊かな可能性もまた重要な要素として期待されることと思います。駅前立地という特性からすれば、花巻市内に広く点在する、各地の博物館や資料館、宮沢賢治記念館や宮沢賢治イーハトーブ館、萬鉄五郎記念美術館などとともに文化的なコモンズ(誰もが自由に参加できる文化的空間)をゆるやかにつなぎあう情報面での入り口ともなるはずです。

プロポーザルを提出される皆さんには、これまで図書館が長い間培って来た子どもの読書推進、文字・活字文化をこれからの時代に合わせていきいきと多様にひらいていく新たな図書館像、言い換えれば、新たな時代の羅須地人協会を期待します。

選定委員会 副委員長 吉成 信夫

I 趣 旨

現在の花巻図書館は、昭和 48（1973）年 7 月に開館し、これまで 50 年以上、市民サービスを提供してきました。しかし近年、施設自体の老朽化が著しいこと、近隣他市と比較して蔵書数が少なく、閲覧スペースも狭隘なこと、さらには、主な閲覧スペースがエレベーターのない 2 階にあり高齢者や障がい者にとって使いづらいなど、多くの課題を抱えていました。生涯学習拠点として図書館の役割が重要視されている今日、知識の向上や心の豊かさを求める市民のニーズも高まりを示していました。加えて、市街地の停滞、人口減少が大きな課題となる中、市街地再生の起点として図書館の整備が必要になっています。

本業務は、こうした背景に基づいて策定された「新花巻図書館整備基本構想（平成 29（2017）年 8 月）」及び「新花巻図書館整備基本計画（令和 7（2025）年 5 月）」に基づき基本設計と実施設計を行うもので、新花巻図書館整備のための設計条件、配置計画、平面及び空間の構成、寸法及び面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物内外の意匠などを検討し、それらを総合した成果図書の作成を目的とします。本業務を本市とともに進める最も適した者を選考するため、公募型プロポーザル方式により広く設計提案を求めるものです。

II 一般事項

- 1 名 称 新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託
- 2 主 催 者 花巻市（以下「市」という。）
- 3 募集方法 公募
- 4 業務内容 別紙「新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託 特記仕様書」のとおり
- 5 契約期間 契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 19 日（金）

実施設計は、基本設計の履行完了後であって、かつ、新花巻図書館整備事業について、国庫補助金である「都市構造再編集中支援事業費補助金」の令和 8（2026）年度採択後に着手し、契約期間内に履行を完了するものとします。ただし、実施設計予算について国から当該国庫補助金に係る繰越明許費の翌年度にわたる債務負担（翌債）及び市の当該年度予算の繰越が認められた場合については、令和 9（2027）年 5 月末日まで工期を延伸することができるものとします。なお、工事の開始は 8 月からを予定しています。

- 6 提案上限額 3 7 1, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

提案上限額は、「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」（令和 6 年 1 月 9 日 国土交通省告示第 8 号）に基づく標準業務報酬により算出したほか、追加業務は参考見積を徴収の上、算定しています。

- 7 選定・審査 選定委員会において、最優秀者（優先交渉権者）及び次点者を選考します。なお、審査は 2 段階で行います。

- 8 性 格 本プロポーザルは、事業に対する基本的考え方や設計に関する技術力、図書館に対する理解について、ある条件下で作成された提案の評価を行い、優先交渉権者等を選考するものです。提案は選考を行なうための資料とするもので、その先の業務の実装において行われる事業の発展を妨げるものではありません。

- 9 事 務 局 岩手県 花巻市 生涯学習部 新花巻図書館計画室
〒025-8601 岩手市花巻市花城町 9 番 30 号
電 話：0198-41-3615・FAX：0198-24-0259
メール：new-library-pj@city.hanamaki.iwate.jp

Ⅲ 日 程

- ・ 実施要領等の配付（公開）・・・・・・・・・・令和7年 7月24日（木）
- ・ 質疑受付期間・・・・・・・・・・令和7年 7月24日（木）～8月6日（水）
- ・ 質疑への回答（参加表明書に係るもの）・・・・・・・・・・令和7年 8月13日（水）
- ・ 参加表明書、第一次審査書類の提出期間・・・・・・・・・・令和7年 8月14日（木）～9月17日（水）
- ・ 第一次審査・・・・・・・・・・令和7年 9月26日（金）
- ・ 第一次審査結果の通知・・・・・・・・・・令和7年 9月30日（火）
- ・ 第二次審査書類の提出期限・・・・・・・・・・令和7年11月19日（水）
- ・ 第二次審査（公開ヒアリング）・・・・・・・・・・令和7年11月24日（月）
- ・ 第二次審査結果の通知・・・・・・・・・・令和7年12月 3日（水）

Ⅳ 参加者の資格要件

1 参加資格

（1）参加者の人格等

本プロポーザルに参加申込みできる者（以下「参加者」という。）は、参加表明書の提出日現在において、次の表のすべての要件を満たす者、又は、すべての要件を満たす者を代表構成員（構成員中で出資比率が最大の者をいう。）とし、次のア、イ及びエからサまでの要件を満たす者を構成員として自主結成された共同企業体（構成員の数は代表構成員を含めて3者以内）とします。

要件	参加者の人格等
ア	「令和7・8年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿」（※1）に登録されていること、「令和7・8年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿」に登録がない者は、新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領（別冊）（以下「別冊」という。）P別-31に記載する書類を第二次審査書類に併せて提出し、第二次審査の前日までに同等の資格であると認められた者であること。
イ	建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。（※2）
ウ	延べ床面積が500㎡以上の「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項、（三）項の用途に限る）」若しくは当該「公共性を有する建築物」を500㎡以上含む複合施設について新築（※3）の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を元請として行ったものであって、平成17年（2005）4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。ただし、共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）があること。
エ	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
オ	国や地方自治体における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者でないこと。
カ	民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同

	法第 41 条第 1 項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。
キ	花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条第 5 号の暴力団等に該当する者又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。
ク	市税、県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
ケ	本プロポーザルの他の提案者と、経営上密接な関連がないこと。 なお、経営上密接な関連がある会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。 1) 人的関係のある会社 2) 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士関係にある場合 3) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社 4) 事業協同組合とその構成員
コ	打ち合わせ・協議に出席でき、市と緊密な連絡調整が可能な体制であること。
サ	共同企業体の構成員は、本プロポーザルの他の参加者でないこと。

※ 1 【花巻市ホームページ】令和 7・8 年度花巻市営建設関連業務委託資格者名簿

https://www.city.hanamaki.iwate.jp/business/nyusatsu_keiyaku/1019913/1014416/index.html

2 【公益社団法人日本建築士会連合会 HP】建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム

<https://icba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

3 建築基準法第 2 条第十四号に規定する大規模な修繕及び同第十五号に規定する大規模な模様替並びに建築基準法別表第 1 の項をまたぐ用途変更については、当該面積を本事業で要求する新築面積に換算できるものとみなします。（(2)のア（ウ）、ア（カ）、イ（ウ）及びイ（カ）において同じ。）

(2) 配置技術者

ア 単体参加者の場合

参加表明書の提出日現在において管理技術者にあつては次の表の（ア）から（ウ）までのすべての要件を満たす者を配置してください。また、主任担当技術者にあつては担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのすべての要件を満たす者を配置してください。

要件	管理技術者
(ア)	参加者の組織に所属していること。
(イ)	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(ウ)	延べ面積が 500 m ² 以上の「公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項、（三）項の用途に限る）」若しくは当該「公共性を有する建築物」を 500 m ² 以上含む複合施設について新築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を管理技術者若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、平成 17 年(2005) 4 月 1 日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。（※ 1）。（カ）において同じ。）
要件	建築（意匠）主任担当技術者
(エ)	参加者の組織に所属していること。
(オ)	建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
(カ)	延べ面積が 500 m ² 以上（※ 2）の「公共性を有する建築物（建築基準法別表第 1（一）項、（二）項、（三）項の用途に限る）」若しくは当該「公共性を有する建築

- 物」を 500 m²以上含む複合施設について新築の設計業務の実績があること。
- ※1 現所属における実績に限らず、前・元所属における実績を含めることができる。この場合、参考様式（別冊P別-29）を活用し、前・元所属の責任者に当該実績を証明してもらうこと。（イにおいて同じ。）
- 2 広く提案を求める観点から配置技術者に求める設計実績の要件を定めていますが、本業務を受託した事業者は、複雑な施設整備に長きに渡り関わる可能性があるため、発注者としてはそれ相応の高い技術力を期待しています。（イ（カ）において同じ。）

イ 共同企業体参加者の場合

参加表明書の提出日現在において管理技術者は、次の表の（ア）から（ウ）まですべての要件を満たす者を配置してください。また、主任担当技術者は、担当技術者の中から、建築（意匠）の責任者として次の表の（エ）から（カ）までのいずれにも該当する者を配置してください。なお、結成する共同企業体は、別冊P別-11「共同企業体方式の取扱い」に適合させてください。

要件	管理技術者	
	A者（代表構成員）	B者、C者（代表構成員以外の構成員）
（ア）	代表構成員の組織に所属していること。	/
（イ）	建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。	
（ウ）	延べ面積が500 m ² 以上の「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項、（三）項の用途に限る）」若しくは当該「公共性を有する建築物」を500 m ² 以上含む複合施設について新築の設計業務の実績（基本設計及び実施設計を管理技術者若しくは担当技術者（建築意匠）として行ったものであって、平成17年（2005）4月1日から公告日の前日までに当該業務が完了したもの。（カ）において同じ。）があること。	
区分	建築（意匠）	主任担当技術者
（エ）	/	構成員の組織に所属していること。
（オ）		建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。
（カ）		延べ面積が500 m ² 以上の「公共性を有する建築物（建築基準法別表第1（一）項、（二）項、（三）項の用途に限る）」若しくは当該「公共性を有する建築物」を500 m ² 以上含む複合施設について新築の設計

業務の実績があること。

2 参加不適合者等

本プロポーザルの選定委員が自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人、その他の営利組合は、参加できません。

3 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る参加者は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合
- (3) 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

V 選定・審査

1 選定委員会

最適候補者等選定の審査は、次の6名により組織された選定委員会で行います。

区分	分野	氏名	所属・役職
委員長	建築設計	乾 久美子	横浜国立大学大学院／建築都市スクールY-GSA 教授
副委員長	図書館理念・実装	吉成 信夫	元・みんなの森 ぎふメディアコスモス総合プロデューサー 東海国立大学機構参与、明石市本のまち推進アドバイザー 他
委員	建築計画 都市計画	小野田 泰明	東北大学大学院工学研究科 教授
	建築設計 環境建築	竹内 昌義	東北芸術工科大学デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 教授
	図書館学	早川 光彦	富士大学経済学部経済学科 教授
	行政	松田 英基	花巻市副市長

2 審査方法

- (1) 設計者の選定は、本要領に基づき第一次審査及び第二次審査を行い、選定委員会において、委員の協議により最優秀者（優先交渉権者）を1者選定し、次点者を1者選定します。
- (2) 第一次審査における評価は、参加表明書の内容に基づく定量的評価（技術提案書提出者の能力、配置予定技術者の能力等）並びに、定性的評価（計画に関する考え方、チームやプロセスのコーディネート）をもって総合的に行います。審査にあたっては、選定委員間の評価軸の多様性を尊重し、単純な集計に頼ることなく、共有と合議を尽くしたうえで、丁寧な合意形成を目指すものとします。第二次審査は、第一次審査における評価が優れたもの5者程度を対象とします。
- (3) 第二次審査における評価は、技術提案書の内容及びヒアリングに基づく定性的評価（業務実施方針及び手法）によって行います。第一次審査の評点は持ち越さず、二次提案書、プレゼン内容、質疑

での受け答えなどを総合的に評価して審査します。選定委員会は、議論を尽くして、本事業に求められる価値の実現可能性を多面的な角度から行うものとします。なお、選定委員会の審査が硬直した場合は、投票により判定するものとし、投票数が同数の場合は、選定委員長の判断を優先します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者の経歴書(様式3)	管理技術者	主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
2	管理技術者の代表作品(様式4)	管理技術者	主な作品(設計のコンセプト及びプロセス)
3	主任技術者の経歴書(様式5)	建築(意匠)主任担当技術者	主な作品、手持ち業務量、主な受賞歴
4	建築(意匠)主任担当技術者の代表作品(様式6)	建築(意匠)主任担当技術者	主な作品(設計のコンセプト及びプロセス)
5	管理技術者・主任担当技術者(様式7)	配置技術者	技術者の業務実績
6	業務の実施体制(様式8)	参加者	本業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」(提案書に記載する内容を除く)
7	提案書(様式9) ※	A3用紙 1枚 片面 横使い(文字10.5ポイント以上)	

※ 提案書(様式9)作成の際は、次の点に留意してください。

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- ・模型を含み、本様式以外の資料の使用は認めない。

(4) 第二次審査では、業務の実施体制及び提案書をもとに公開プレゼンテーションを実施した後、参加者にヒアリングを行い、最適候補者等を選定します。第二次審査の前に追加の提案書や説明書類を求める場合があります。この場合は、第二次審査の提出書類と追加書類によりプレゼンテーションを行います。なお、第二次審査は公開で行い、全ての第二次審査参加者及び審査委員会が一堂に会して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

	提出書類	対象	審査内容
1	管理技術者・主任担当技術者(様式10)	配置技術者	技術者の業務実績
2	業務の実施体制(様式11)	参加者	本業務の実施体制として、「ワークショップ等による意見の反映方法」「コスト管理の体

			制」「業務進捗管理の体制」「そのほかに特に重視する業務体制等」（提案書に記載する内容を除く）
3	提案書（様式 12） ※	A 3 用紙 2 枚 片面 横使い（文字 10.5 ポイント以上）	

※ 提案書（様式 12）作成の際は、次の点に留意してください。

- ・法人名及び個人名は記載しないこと。
- ・文章及び概念図等で簡潔に表現する。
- ・概念図については設計に及ぶような詳細な表現を避ける。
- ・文章を補完するための最小限の写真の使用は可とする。
- ・模型を含み、本様式以外の資料の使用は認めない。

(5) 評価項目及び評価基準は、別に定める「技術提案等評価要領」によるものとします。

(6) 第二次審査の詳細は、第一次審査を通過した第二次審査参加者に通知します。

3 候補者の特定

市は、選定委員会から最優秀者等の推薦を受け、優先交渉権者の特定を行います。

4 審査結果の発表

(1) 第一次審査の結果については、参加者全員に通知します。

(2) 第二次審査の結果については、第二次審査参加者全員に通知します。

本プロポーザルの終了後、審査講評として審査結果をとりまとめ、市のホームページにおいて公表します。第二次審査の参加者については、この審査講評の中で会社名を公表します。

(3) 前各号の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）以内に書面により説明を求めることができます。

(4) 前号の要求に係る市の回答は、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面により行うものとします。

なお、電話、電子メール等による結果の問い合わせには、一切応じないものとします。

5 留意事項

本プロポーザルに関して、選定委員への事前説明その他の接触を行うことは、一切禁止します。

選定委員との本プロポーザルに関する接触などの不正な事実が認められた場合は失格となります。

VI 手続き

1 実施要領の配付

(1) 配付する資料

- ア 新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領
- イ 新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領（別冊）
- ウ 新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領（別冊 2）
- エ 付属資料（別冊に記載）

(2) 配付期間

令和7年 7月24日（木）から令和7年 9月17日（水）まで
（事務局では閲覧のみ、平日の8時30分から17時までの時間内で対応します。）

(3) 配付場所

市のホームページ（<https://www.city.hanamaki.iwate.jp/bunkasports/1014033/1023872.html>）

2 質問の受付と回答方法

本プロポーザルの内容について、不明な点がある場合は、次のとおり質疑を受け付けます。

(1) 受付期間

令和7年 7月24日（木）～令和7年 8月6日（水）17時（必着）

(2) 提出先

本要領「Ⅱ-9 事務局」あてに提出

(3) 質問方法

質問書（別添様式1-1）により、電子メールにて送付してください。

(4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答については、令和7年8月13日（水）までに市のホームページに掲載します。

3 参加表明書及び第一次審査書類の提出

(1) 提出期間

令和7年 8月14日（木）～令和7年 9月17日（水）17時（必着）

(2) 提出先

本要領「Ⅱ-9 事務局」あてに提出

(3) 提出方法

原則、郵送（「配達証明付き書留郵便」に限る。当日消印有効。）のみとしますが、提出期間の最終日のみ、持参した場合も受付します。持参の場合の受付時間は、8時30分から17時までとします。

(4) 作成方法

「参加表明書提出書類作成要領」及び「審査時提出書類作成要領」によります。

(5) 審査結果の通知

参加資格の審査及び第一次審査の結果は、審査終了後に参加表明書に記載された住所に送付します。

なお、第二次審査の詳細については、第一次審査を通過した参加者に対し、改めて通知します。

Ⅶ 留意事項

1 契約及び支払いに関する基本的事項

- (1) 契約方法及び支払方法は、花巻市財務規則（平成18年花巻市規則第60号）の規定によります。
- (2) 市は、財務規則に定める随意契約の手続きにより、最適候補者から見積書を徴収し、予定価格（本要領記載の「提案上限額」）の範囲内であることを確認した上で、最優秀者と本業務の委託契約を締結するものします。
- (3) 最適候補者との契約が整わなかった場合は、次点者との随意契約の手続きを行います。
- (4) 令和7年度における、前金払は請求できないものとしします。
- (5) 契約締結時までにⅣの「1 参加資格」を満たさないこととなった場合は契約を締結しないこととし、この場合、市は一切の損害賠償の責を負わないこととしします。

2 提出書類の取扱い

- (1) 著作権及び意匠
 - ア 提出された提案書の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとしします。
 - イ 提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ることとし、第三者の著作物の使用の責は、使用した参加者にすべて帰するものとしします。
- (2) 提出書類の使用
 - ア 市は、本プロポーザルに関する事項の公表及び展示、記念誌の作成をする場合に提出書類の提案書が無償で使用することができるものとしします。
 - イ その他、市が必要と認める場合は、参加者の承諾を得られた場合に限り、第一次審査提出書類が無償で使用することができるものとしします。この場合、使用に際しては参加者名を明示します。
 - ウ 提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示等に関しては、使用した参加者において当該第三者に承諾を得ておいてください。
 - エ 第二次審査の提出書類の提案書は、本プロポーザルに関する記録としてホームページに公開します。

3 その他

- (1) 本プロポーザルに要した経費は、すべて応募者の負担としします。ただし、二次審査の参加者（契約の相手方となった参加者を除く。）に対しては、30万円を支払います。
- (2) 提出書類は、Ⅶ2（2）の場合を除き、参加者に無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、選考作業に必要な範囲において、複製し使用することがあります。
- (4) （様式2-1）若しくは（様式2-2）及び（様式9）に記載した配置予定の技術者は、特別の理由があると市が認めた場合を除き、変更することはできません。
- (5) 一度受理した提出書類の差替えは認めません。
- (6) 参加表明書、審査書類の提出は、参加者1者につき1件としします。
- (7) 提出された提出書類は返却しません。
- (8) 参加表明書、第一次審査書類の提出後に参加を辞退する場合には、辞退の理由を記載した書面（様式自由）をもって届け出てください。なお、辞退したことにより、今後不利益な取扱いを受けることはありません。
- (9) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知します。

- (10) 本件に係る情報公開請求があった場合には、花巻市情報公開条例（平成 18 年花巻市 条例第 19 号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (11) 本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 5 年法律第 51 号）の規定による計量単位に限ります。

(様式1) (A4版)

花巻市役所 生涯学習部新花巻図書館計画室

E-mail : new-library-pj@city.hanamaki.iwate.jp

令和 年 月 日

新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託プロポーザル 質問書

業者名

担当者名

連絡先 (電話番号)

(FAX)

(E-mail)

「新花巻図書館整備基本・実施設計業務委託」について、次のとおり質疑事項を提出します。

項目	(実施要領又は資料名・ページ・項目)
内容	

- 1 質疑は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。
- 2 質疑の趣旨を確認するため、担当者あてに問い合わせをする場合があります。
- 3 選定基準の詳細や配点など、選考に影響のある質疑には、回答しない場合があります。
- 4 回答は、随時花巻市ホームページにおいて公開します。